



応募要項

兵庫県伝統工芸 事業支援・工房開設支援 助成金



令和4年度

一般財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

1. 制度の概要

兵庫県内における伝統工芸・地場産業の人材確保と技術の伝承を進め、県内での後継者候補の増加、産業の活性化を図るため、伝統工芸・地場産業の後継者育成、事業継続、工房設立（及び増改築）、斬新で独創的な企画を推進しようとする事業者に助成金を交付します。

◆ 応募について

応募対象者	個人、グループ、団体・法人（NPO、実行委員会、企業等）の方々 ※ 基本的に伝統工芸・地場産業に携わる方であればどなたでもご応募可能となります ※ 組合単位での申請は受付できません。事業者単位での申請をお願い致します
支援内容	以下、いずれかに当てはまる場合 ① 後継者の育成・候補者の増加 ② 事業継続のための資金を必要とする場合 ③ 工房設立（及び増改築）の資金を必要とする場合 ④ 斬新で独創的な企画を推進しようとする場合 ⑤ その他、伝統工芸・地場産業の発展に資する取組みを行う場合
対象業種	兵庫県内において伝統工芸・地場産業に携わる個人・法人等
交付条件	◆ 本財団が別途実施する情報発信活動への協力に同意いただける方 ◆ 申請内容に従い、選考委員が判断いたします ◆ 兵庫県内において必要な伝統工芸・地場産業と判断される場合 <注意事項> ✓ 事後報告いただく活動実績の検証において、助成金が正しく活用されていないと判断した場合には、助成金の取り止め、並びに返還を要請する場合があります
助成金額	1件（1団体）あたり年額500万円を上限として支給致します
助成期間	助成効果を鑑みて、3～5年間の複数年助成も検討致します
期待する内容	上記支援内容の中でも、インパクトのある・産業の可能性を広げる活動が見込まれる内容を期待する

2. 助成金の申請方法

(1) 募集期間

令和4年9月1日から令和4年9月30日までの1か月間

(2) 助成金の申請

申請申込書（様式1）に必要書類を添付し、郵送またはメールにより提出してください。

※新規申請者は「様式1-1」、継続申請者は「様式1-2」を使用してください。

<添付書類>

- 宣誓書（様式2）
- 事業者の概要、伝統工芸品の歴史等が確認できる資料
※会社パンフレットやホームページの他、自作の資料も可
- メール申請の場合、動画撮影いただきお送りいただくことも可とします
- 助成金対象者の現住所が確認できる資料（免許証や住民票）
- 誓約書兼同意書（様式3）
- 対象経費計算シート（様式5）

(3) 審査及び結果の通知

<一次審査>

提出された申請書に基づく書類審査

<二次審査>

選考委員（有識者含む）による現地調査及び面接

<結果の通知>

上記、2つの審査により、交付・不交付を決定し、書面もしくはメールにて結果を通知します。

3. 助成金交付決定後の流れ

(1) 助成金の支払い

下記、いずれかを選択します。

- ① 一括
- ② 四半期ごと

(2) 助成対象経費等の確認書類の提出

助成金の支給を受けた事業者は、下記の添付書類を提出し、助成金の資金用途について確認します。

<添付書類>

- ① 備品の購入、研修に係る領収書
- ② 設備投資等に充当したことがわかる請求書等
- ③ その他、資金用途が明確に判定できる書類

(3) 実績報告書の提出

助成金の支給を受けた事業者は、当財団の事業年度ごとに実績報告書（様式4）を作成し、助成金を活用したことによる効果等を記載し、提出してください。

4. 注意事項等

- 事業実施期間中の進捗状況確認として、随時ヒアリングを実施します。
- 令和4年度以降も継続して補助事業に取り組みたい場合は、新年度当初に改めて、交付申請書を提出してください。その際、内容を再度審査のうえ、交付・不交付を決定します。

<当財団のホームページ>

一般財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団
URL : <https://www.etf.or.jp>

<お問い合わせ先・申請書類等の提出先>

郵送またはメールにて受付いたします。
一般財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団 事務局
〒651-0073
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号 国際健康開発センタービル5階
URL : <https://www.etf.or.jp/>
E-Mail : kogei@etf.or.jp